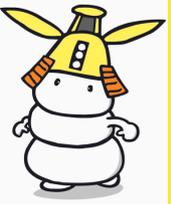


津市商店街等新店舗誘致奨励金



奨励金の目的

商店街振興団体による新店舗誘致活動を促進することにより、商店街等の空き店舗の解消を図り、商店街等の活性化及び商環境の向上に資するため

対象者

対象エリア内の空き店舗を活用して新たに出店する事業者が加入している、または加入することが見込まれる**商店街振興団体**

対象エリア

以下の施設等から概ね**半径1 km**以内

- ・千里駅、江戸橋駅、津駅、津新町駅、南が丘駅、久居駅
- ・三重会館前（バス停）
- ・御影堂及び如来堂を有する専修寺

商店街振興団体

- ・商店街振興組合法第2条第1項に規定する**商店街振興組合**
- ・中小企業等協同組合法第3条第1項に規定する**事業協同組合**
- ・その他市長が認める商店街等の振興を目的とする**任意団体**

対象経費

新たに出店する事業者が支払う以下の経費

設備修繕費、看板製作費、広告宣伝費、備品購入費、消耗品購入費、通信運搬費、人件費（※）、原材料費、その他市長が必要と認める経費

（※）出店時等に雇用する臨時的なアルバイトに支払うものに限る。

奨励金の額

初年度から4年度にわたり、以下の額を上限として交付します。

初年度：**20**万円

2年度目以降：**5**万円

交付の条件

- ・開店した日から3年以内に営業を休止または中止しないこと
- ・年間200日以上かつ6時から24時までの間で1日4時間以上営業すること など

